

(令和6年6月11日 午前9時00分 開始)

○議員(内藤 逸子さん) おはようございます。質問通告に基づいて質問いたします。

第1点は、介護福祉事業について質問します。介護予防事業の内容について伺います。

介護保険制度は、医療と違いまして、保険証があっても明日から介護サービスを受けることはできません。どのような介護サービスを受けることができるかは、認定調査の後で、重度の方は要介護5、軽度の方は要介護1や要支援1や2というように区別されます。そして、その介護度に応じて介護保険制度で使えるサービスの限度額が決められています。本人や家族が望む介護サービスが受けられるわけではありません。

特別養護老人ホームの待機者は何人いますか。在宅介護サービスについて、令和6年度に地域密着型認知症対応型通所介護事業所を指定する予定とのことですが、どのような推移を見込んでいますか。設定された範囲のサービス内容になるため、ケアプランを作成するケアマネジャーは組合せに一苦労しています。ケアマネジャーが作成するケアプランの適正性とそのプロセスについてどのように評価されていますか。また、ケアマネジャーが直面している主な課題について教えてください。川南町では、介護サービス利用者の満足度調査を行っていますか。行っている場合、その結果を教えてください。また、利用者からのフィードバックをどのようにサービス改善に生かしているかについても教えてください。

本年度から2026年度までの3年間は、第9期介護保険事業計画の中で総合事業と略称されている介護予防・日常生活支援総合事業について曖昧さが増幅しています。川南町では、百歳体操や元気アップ事業はこの介護予防・日常生活支援総合事業に含まれているのでしょうか。独自事業として、元気アップ教室、百歳体操事業がありますが、第1号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行っています。細かくは、質問席にてお尋ねします。

第2点目、補聴器の助成制度の導入を求めるについて伺います。

これまでも補聴器の助成制度について質問してきましたが、川南町では検討する考えはないとの答弁ですが、今回この質問をするに当たって、「50歳を過ぎたら要注意！「聞こえづらい」をほっとかない 認知症予防の鍵は聴力にある！」という本を借りて読んでみました。認知症のリスクの約35%が予防対策できるという研究報告がなされています。そして、その35%のうち最大のリスク要因が難聴であることも報告されています。難聴の予防が認知症を予防する上で重要なポイントになることが明らかになりました。加齢性難聴者への支援の必要性についての認識はありますか、伺います。

第3点目、第4点目、第5点目については、質問席から伺います。

○副町長(河野 秀二君) 1点目の介護予防の内容についてお答えいたします。

介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があり、さらに介護予防・生活支援サービス事業には、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業には、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業となっています。多種に分かれています。

詳細については、課長から御説明させます。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

介護予防事業については、たくさん質問があったんですけど、この後の質問の中でお答えすることによってよろしいでしょうか。

あと、補聴器についての御質問がございましたが、これまで加齢性難聴者に対する支援の必要性については、本町が障害者手帳をお持ちの方を対象に補聴器購入の助成をしてきたところでございますが、議員の言われるように、研究結果等が出ているということであれば、今後必要性について検討するということは考えられると思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 第1点目、介護福祉事業について伺います。介護予防事業について伺います。

市町村が介護予防・日常生活支援総合事業を創設したのが2011年です。川南町での介護認定者数は、年々増加している。認定者数が増えるということは、介護サービスを受ける人が増えるということで、介護給付費は増えているのですか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

介護給付費全体の推移といたしましては、令和2年度をピークに若干ではありますが減少傾向にあるというような状況でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 高齢者が将来介護保険を利用しないで済むようにするには、介護予防対策として、訪問給食サービス事業や元気アップ事業、百歳体操が行われています。これは介護予防事業ですね、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

元気アップ教室及び百歳体操につきましては、介護予防事業というふうになりますが、訪問給食サービス事業につきましては、在宅福祉の向上を目的とした事業ということになっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） これまで介護予防事業として取り組まれて、介護認定者は平成30年から令和4年の認定者の推移は微増、横ばいと言えますが、この推移は介護予防事業の効果が出てきているのでしょうか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

65歳以上の被保険者の要介護・要支援認定者数につきましては、横ばい傾向にあると

言えますけど、全国平均が19.3%、県の平均が16.2%ということで、川南町の令和5年度の数字で13.5%となっております。

介護予防事業の効果が出ているかということの御質問なんですが、データの分析まで行っていないということなので分かりませんが、全国、県の平均を下回っているという状況でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 2023年では要介護認定者数は763人ですが、これは増加していると言えるのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今の数字は最新の数字かと思うんですが、先ほども申したとおり、ほぼ横ばいで今推移しているということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 元気アップや百歳体操で介護予防事業をどのように認識していますか。重度化防止の効果の分析はされていますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるように、高齢者自身の健康を維持するために必要な事業というふうに認識しております。高齢者の日常生活動作の維持・改善を図ることが、介護保険料の引下げにつながるものと考えております。

また、重度化防止の効果分析ということなんですが、そちらのほうについては現在行っておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 介護予防事業所は何社ありますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） 介護予防事業所につきましては、通所型サービス及び訪問型サービスというものがございます。町がしているものとしては、通所型サービスについては、町内が9か所、町外が3か所の合計12か所、訪問型サービスについては、町内が2か所、町外3か所の合計5か所となっております。それ以外に、町の独自事業を行っている事業所は1か所でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 川南町独自事業について伺います。

介護予防を推進するため、町内の民間施設に委託し、運動機能維持・向上、参加者同士の交流によるリフレッシュ、介護予防及び介護方法の認知や技術の習得の支援を行うとしていますが、その認定事業所はどのように決定していますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

元気アップ教室については、川南町保健福祉事業実施要綱に基づいて行っておりまして、運動機能の維持・向上が図れ、介護予防の専門的知識を有している事業所を選定する必要があると考えております。

現在は、町内で対応できる事業所を選定しているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 今認定している事業所は、増やすことを考えていますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

事業所を増やすという御質問なんです、参加を希望する事業所があれば、増やすことも可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 百歳体操事業について質問します。

川南町内では、会場は33か所、820名が参加していますが、参加者の体力測定などを行っていますか。データの分析や可視化されていますか。事業の評価がされていますか。

私も参加していますが、体力測定結果を見て年々体力の衰えを感じています。もっとモチベーションが上がる指導はないのでしょうか。事業の工夫などを期待します。

100歳時代、110歳時代に突入しています。いつまでもみんな元気に自宅にいたい。迷惑をかけずに元気な高齢者で頑張って社会貢献をしていきたいと考えています。誰でも参加しやすい場所、居場所づくりが百歳体操だと思いますので、川南町職員の中には、保健師や柔道整体系士など高齢者を支援できる方がたくさんいます。その方たちに大いに活躍してほしいです。職員の活躍場所は考えていますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

参加者の体力測定につきましては、各会場で異なることになっておりますが、基本的には行っております。参加者本人が前回のデータと見比べることができるようになっておりますが、実際にデータの分析というところまでは至っていないような状況でございます。

あと、モチベーションが上がる指導ということなんです、今回、地域おこし協力隊の方にも来ていただいて、今、会場を回っていただいております。そういう方に、また新たな方法とかやり方を指導していただければいいかなというふうに考えております。

あと、職員の活躍場所は考えていますかということなんです、現在、保健師等の専門職につきましては、担当業務がございますので、百歳体操への参加は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 訪問介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられています。利用者、事業者への影響についてお尋ねします。

独り暮らしを続けられるのは、ホームヘルパーさんが来てくれるから、ヘルパーさんは、玄関、廊下、寝室、リビング、台所を手早く掃除機をかけ、拭き掃除、トイレ掃除が終わり、45分が経過。ここで援助は終了です。3月までは浴室の掃除もありましたが、できなくなりました。これまでは60分だった援助時間が4月から45分に減ったからです。風呂掃除をしてもらうときは、他の掃除を削るしかないのでしょうか。どうすればいい

のでしょうか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今回の改定で、報酬の単位数というのは減少しております。ただし、時間の短縮については改定が行われておりません。なので、社協のヘルプサービスのほうに確認をいたしましたところ、ケアプランの作成の中で、利用者と介護支援専門員、ケアマネさんとの話合いで内容が変更されたのじゃないかというふうに聞いております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） ヘルパーは、自宅でその人らしい暮らしをしてほしいと願っていますが、4月実施の訪問介護報酬引下げで、町内の事業継続はどうなっていますか。アンケート調査など行っているのでしょうか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

事業継続についてのアンケートというものは、実施しておりません。4月に制度改定ということが行われたばかりですので、事業所から経営についての影響の話というのは今のところまだ出ていないということなのですが、今後どれだけ影響が出てくるかというのは把握していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 団塊の世代の需要増が見込まれるのに、ヘルパー利用ができなくなる。介護難民が増えませんか。訪問介護報酬の引下げは撤回してほしいと国へ働きかけはできませんか、答弁を求めます。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今後、働く年代の人口というのは減少していくというふうに考えられておりますので、人材不足というのは十分考えられるのかなと考えております。

ただし、今回の改定で処遇改善加算というものが行われておりますので、様子を見ていきたいと考えております。

国への働きかけというのは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 介護事業者と利用者の状況はどうなっているのか。介護認定者は増加傾向に、微増とか言われましたが、どうでしょうか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

最初のほうにもお答えしましたが、認定者数についてはほぼ横ばいということで推移しております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 特別養護老人ホームの待機者は何人いますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町内の特別養護老人ホームというのは、2か所ございます。しかし、待機者の数については、町のほうでは把握はできておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 特別養護老人ホームが2か所あって、待機者は把握していないと言われますが、やっぱり安くて入られるところというのは皆さん待っておられます。把握していただきたいと思います。

それから、在宅介護サービスについて、令和6年度に地域密着型認知症対応型通所介護事業所を指定する新規事業所を予定しておられますが、この事業はどんな内容ですか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

通所介護事業所、デイサービスといわれるもので、食事や入浴などの日常生活上のお世話とか生活機能訓練などを提供するということになっております。地域密着型ということなので、町内の方が対象になると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 今までとあまり変わらないという把握でいいんでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これまで行ってきたグループホームという事業に、通所の部分を新たに加えるということのようでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 介護保険料の引下げは検討できないか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

介護保険料の引下げについての御質問ですが、介護保険料の決定の仕組みといたしまして、まず介護保険事業に必要な給付費というものを算定した後に、国と県、町の負担を控除いたしまして、被保険者全体に納めてもらう金額を算定いたします。その金額から基準月額、介護保険料を決めた後に、被保険者ごとの課税状況や所得状況に応じて介護保険料というものが決定します。

介護保険料の引下げには、被保険者一人一人が体力維持を図りまして、介護保険事業の給付費というものを減少させることが必要となります。現在、本町で取り組んでおります百歳体操であったりとか、介護予防教室等を積極的に推進しまして、被保険者の日常生活動作の維持、改善を図ることが、介護保険料の引下げにつながるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 介護保険制度は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者介護は、いよいよ家族の自己責任となり、今でも年間10万人に上る現役世代の介護離職は加速し、ヤングケアラーと呼ばれる子供、若者世代の介護負担と学業や進路に及ぼす悪影響の問題をさらに広げてしまいます。

そもそも国庫負担割合を減らしたことに、介護保険制度の根本的な矛盾があります。

制度改悪を止めるとともに、国庫負担割合の抜本的引上げを求めます。

訪問介護報酬の引下げは撤回してほしいと、国へ働きかけはできませんか。答弁をお願いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

訪問介護報酬の引下げということでございましたら、先ほども答弁いたしましたとおり、今後、働く年代の人口減少で人材不足が考えられるということでもありますので、処遇改善加算というものが行われているということで様子を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 介護職の実態について、長野県泰阜村では、限度を超えて高齢者を救済しています。在宅ケア継続の工夫をしていますので、紹介します。

1人で寝たきりに近い高齢者には1日に5回から7回の訪問介護、デイサービス、入浴介護、介助などなど必要となりますが、サービスに制限は設けません。暮らし続けてほしいとの思いから、在宅で暮らすために必要なサービスは必要なだけ提供しています。

ぜひ、川南町でも取り入れる工夫をしていただけないでしょうか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

必要なサービスを必要なだけ提供するということになると、どうしても介護給付費というものが増大するということになりまして、それが介護保険料の引上げということにもつながる可能性がございますので、これは参考にするとこは参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） この介護保険制度、私も夫を介護して、そしてまた今身近には兄が痴呆になりましたので、身近に介護というのが私にも押し迫っている。また、自分自身も体力の衰えとかなっていますので、本当に真剣に考えないかんというのが、この質問するに当たって本当に勉強になったなと思いました。

そして、本当に身近に困っている人が結構おられますので、本当に地域で介護を支えるという風潮というんですか、隣近所に声かけとかいう、そんな風潮が本当に川南町は割とつながりがあると思っていますが、やっぱりそれを深めていただきたいなと思いました。

では、次に移ります。第2点目、補聴器の助成制度の導入を求めるについて伺います。

介護予防のためにも補助をすべきではないか。加齢性難聴者への支援の必要性についての認識について伺いましたが、宮崎県内でも補聴器の助成制度が始まっています。新富町での取組についてどのように思いますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

新富町では、高齢者補聴器購入費助成モデル事業として、65歳以上の在宅の高齢者の方を対象に聴覚障害の身体障害者手帳を受けていない人を対象に補聴器の購入に利用

する費用の一部、上限3万円を助成していると承知しております。

新富町での取組については、県内のモデル事業として実施されているということなので、その実績等を参考にしながら、川南町ではどのような支援ができるかということを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 加齢に伴う身体的機能の低下に対する支援をどのように取り扱うかなど、多くの検討課題があると思います。国も難聴者の認知症予防に関する研究を行っています。国の動向も注視していただきたい、いかがですか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

聴力の低下によって、認知症の進行に影響が出たり、活動意欲をそがれることで介護にも影響があるというふうに言われております。

国の難聴者の認知症予防研究とか、各種助成についての情報収集を今後進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 加齢性難聴者の方に対して、補聴器購入助成を含めた補聴器の使用等による社会参加の促進など、介護予防の効果を検証するモデル事業の実施を認知症施策に係る事業として検討してもらえないでしょうか、いかがでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

川南町では、現在、障害者手帳の交付を受けた方で、手帳に聴覚障害の記載がある方に対して、補聴器の購入等の助成を実施しております。

加齢性難聴者の方につきましては、まず早期に医療機関を受診して治療を行うなどの保健指導をすることが最も大切なことじゃないかなというふうに考えております。

高齢者の補聴器購入につきましては、現在のところ購入費の助成というものは行っておりませんが、皆様の要望をしっかりと確認して、町としての助成の取組について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 介護予防、健康づくり、認知症施策、相談体制の整備など実施に向けた事業の具体的内容は、いつからどのように取り組むのか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

第9期の介護保険事業計画というものをもちだと思うんですが、そちらの中にもありますように、介護予防については福祉保健事業として現在も実施しておりますし、認知症施策についても様々な支援を行っています。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 難聴の障害認定になったら助成になると言いますが、どの程度の障害なのか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

障害者手帳の交付を受けた方で、手帳に聴覚障害の記載がある方につきましては、先ほどから申し上げたとおり補聴器の購入等の助成を行っております。

聴覚障害として障害者手帳に記載があるのはどの程度の障害なのかということなんですが、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または片耳の聴力レベルが90デシベル以上、かつもう片方の聴力レベルが50デシベル以上というのが基準となっております。目安としては、耳元で大きい声を出さないと聞き取りが難しい程度というふうに聞いております。

聴覚障害についての判定につきましては、宮崎県身体障害者相談センターのほうに依頼して実施をいただいております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 難聴の障害認定された方は、年間何人いますか。また、助成金額はどれぐらいになりますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

聴覚障害として身体障害者手帳の交付を受けている方が、令和6年4月1日現在で町内に66名いらっしゃいます。令和3年度に新たに聴覚障害者手帳を取得された方というのが、令和3年度が2件、令和4年度が5件、令和5年度が5件でございます。

あと、助成金額ということなんですが、川南町で実施しております聴覚障害者の補聴器購入助成につきまして、直近3年間で、令和3年度が8件の73万1425円、令和4年度が11件で70万1074円、令和5年度7件で30万5297円となっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 全国の助成自治体では270市区町村で今実施されていますが、宮崎県全体で取組を行っている自治体を把握していますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

県内では、先ほど言われました新富町以外に三股町、諸塚村が難聴の障害者手帳を持っていない高齢者への補聴器助成に取り組んでいるということを聞いております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 国に対して補聴器購入の助成制度の創設に向けての要望を行うとともに、加齢性難聴を予防するための啓発や、適切な医療機関を案内するなどの支援を求めて、次に移ります。

第3点目、ひとり親の医療費の取扱いについて伺います。

このことも何度も質問してまいりました。ひとり親の家庭の償還払いは不公平ではないか。子供の医療費は18歳まで無料になりましたが、ひとり親の場合は、親も子供も無料なのに、一旦窓口で支払って、その後手続をしないと無料になりません。これは公平ではないので、二人親と同じ取扱いにしてほしいのです。

これまでの答弁は、ひとり親の実態把握をするためにもこれは必要なことだとのことですが、実態の把握は、この医療費の手続のときにする必要があるのでしょうか。

あるひとり親の方に聞いてみました。この方は、3人の子供が風邪をひいたとき病院に3人を連れていくと、現金払いなのでお金がないので、薬局で風邪薬を買って済ませた。子供の医療費が無料になって喜んだが、ひとり親の場合は該当しないのは納得できないと言われていました。

子供の命に関わることです。いかがですか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ひとり親医療費助成の財源につきましては、県が2分の1と町が2分の1というふうになっております。

県の助成を受けるために、現在、償還払いというふうにやっておるところでございますが、本町の子ども医療費というものが現物支給であるため、不公平を感じる方がいらっしゃるというふうには思いますが、町としても、昨年の4月にも県知事宛てに、ひとり親医療費助成制度に関する要望書というものを提出いたしまして、現在の償還払いから現物給付への変更を要望をしたところでございます。

今後、引き続き同じような要望を出していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） ひとり親家庭は、文字どおりひとり親が全て申請手続も行わなければなりません。仕事をしながら申請もすることは、親の負担が増すばかりです。支援するのなら、川南町役場も本気を出していただきたい。申請は24時間、365日可能になりませんか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申請は24時間、365日ということなのですが、現時点では体制が整っていないということで、今のところではできません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 人員を置けないというなら、ウェブ申請は検討していますか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ウェブ申請は検討しているかということなのですが、現在は、領収書の原本を提出していただく必要がございますので、検討はしておりません。

先ほどもちょっと質問の中にも出たんですけど、実際、ひとり親の方というのが窓口に来られた際に、様々な悩み事等を抱えていることがございます。そういったことを手続に来た際に話を聞くことができたりとか、近況を把握することというのはできているのかなと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） マイナンバーカードとスマホがあれば、直接窓口に行かなくても申請は行えるのではありませんか。ひもづけている口座もあるので、人員を割く必要がないのではありませんか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

全国的に見てみますと、そういった先進的な事例ということが、本当かなりまれな事例のようではあるようです。

今後、その動向等については注視していきたいなど。取り入れていくことができれば、その際にはそういうことも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 宮崎市では、令和5年度版母子・父子・寡婦のしおりが配布されています。川南町でも取組は行えませんか。若い知恵をぜひ活用していただきたいのですが、いかがですか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先日、議員のほうから宮崎市のすばらしい冊子になったやつを見せていただいたんですが、本町としては、ひとり親になった場合に、最初の手続に来られたときに、ひとり親家庭への支援策の紹介といたしまして、各種手続とか支援の内容についてまとめたものを現在もお渡しするようにはいたしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） ありがとうございます。

第4点目、税の徴収について伺います。

税務課の納税相談はプライバシーを遵守しているのか。税務課での相談窓口ですが、通路に面していて対面での対応になっています。税金は払わなければならないのが当然の原則です。しかし、他人には知られたくない内容です。滞納をしている人にはプライバシーはないのでしょうか。

税務課長は、滞納をしている人は、収入があつたらまず第一に税金を納めること。納税が第一になっていないと、相談窓口で言われました。滞納しているのが一番悪い。御本人は早く納税したいと相談窓口に言ったら、税務課全体の職員の視線が一斉に自分に向けられ、驚き、涙を流されていました。せめて、個室での対応はできないのでしょうか。その方は、支払いについて納税相談日を決めていたそうです。しかし、川南町税務課は、その方の仕事先に調査書を送り、仕事先から呼び出され、驚いた。滞納者にはプライバシーはないのか。調査権があることは分かるが、このことで今の仕事を失う可能性は考えられなかったのか、と私に相談がありました。

確かに、税務課の仕事として調査権はあるでしょう。課長も担当職員と一緒に対応されましたが、税務課の窓口での対応です。このことは、滞納している方のプライバシーはないと言っているように聞こえました。コンプライアンスは、法令遵守の意識の欠如の業務運営とは言えませんか、伺います。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、御質問の中で誤認があるようですのでちょっとお話ししますが。

滞納者が相談窓口に行ったら、税務課全体の職員の視線が一斉に自分に向けられ、驚

き、涙を流されていたというふうにおっしゃいましたけれども。実際には、滞納者が相談の最中に興奮して大きな声を出したことで、一部の職員が反応して視線を注いだものであり、また涙は、私との会話の中で現状を語っていた際に感情が高ぶって流したものであり、視線が注がれたこととは時系列が異なります。

そのような中で、おっしゃっているようにプライバシーの件ですが、一方で滞納以外の相談で窓口を訪れる方もいらっしゃる中で、相談している状況をほかの人に見られたくないとか、内容を聞かれないとといった心情にも配慮が必要なことは理解していますので、今後は、パーティション、仕切り等の設置は前向きに検討していきたいと考えています。

ただ、別室などの誰の目にも触れないところでの対応というのは、相談者とか同行者、職員、相互の間でのトラブル、こちらを回避するために原則実施していませんので、御理解と御協力をお願いします。

なお、プライバシーの件について、併せて答弁しますが、税金を滞納した場合、国税徴収法及び地方税法に基づいて、全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は協力をしなければなりません。そして、これらの財産調査は、個人情報保護に関する法律には一切抵触しませんので、コンプライアンスは遵守しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子さん） 後日の相談日に、私は早めに税務課の窓口に行き、相談室を使わせてほしいということをお願いして、別室にて納税相談をして納付書を作成してもらいました。この日はスムーズに終わりました。この方は、6人の子育てをしている方です。一家8人は西都市に引っ越しました。

税の徴収について、基本的人権に無配慮な対応で、川南町に見切りをつけ、西都市に転出されました。この方に、生存権の侵害という苦痛を与え、川南町の地方交付税の減収という財政の点からも大きな損失であり、人口減対策の観点から逆行しています。このような税の徴収は改善を図るべきです。社会的弱者に寄り添い、住みやすい町、住んでよかったと言えるまちづくりを目指している川南町ではないのでしょうか。納税者の対応は、誠意を持ってできないのか、伺います。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

議員のおっしゃっている社会的弱者というのと、私の考えているものとの考え方の違いがあるかもしれませんので、議員のおっしゃる社会的弱者の定義が定かではないので、答弁が難しいところではあります。

本人の意に反して生活困窮を強いられることになった方や著しく収入が減った方など、納期内納税が一時的に、または長期的に難しい方には、関係課とも協力し、これまでも誠心誠意対応してきたところです。

議員は、これまでに滞納処分に関する質問を幾度となく議会で質問されておりますが、

議員に相談された方というのは、本当に生活が困窮しているのか、金銭的に支払い能力があるのかどうか、本人と話をして収支を確認された上での来庁でしょうか。相談者の都合の悪いことには目を背けていませんか。相談者に寄り添う姿勢は素晴らしいと思いますが、感情に左右されるのではなく、正常な判断で助言することも、相談を受けた議員としての役目ではないかと私は考えます。

以上です。

○議員（内藤 逸子さん） 職員間の連携について伺います。

税務課では、滞納者への担当者が決まっているのですか、それとも情報を共有しているのですか、伺います。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

滞納者の担当というよりも、地区で割り振りをしているのは事実でございます。地区ごとに分けておりますので、担当する地区については担当者のほうで把握をしておりますが、それ以外の地区については情報共有程度というか、情報を共有して、相談があった場合にはつなげるような体制を整っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子さん） 税金は大切な町の財源です。町民に気持ちよく納税していただくためにも、職員はコンプライアンス、法令遵守意識を持って、川南をよりよい町にしてくれると期待をして、次に移ります。

第5点目、生理用品の設置について伺います。

私はもう何度も伺っていることですが、どのようになっていますか。各学校には生理用品の設置について下りていますか。施行を4月に実施すると答弁も頂きましたが、どうなっていますか、伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

以前に答弁しておりますとおり、生理用品については、各小中学校の養護教育が管理をし、利用する児童生徒のケアをしながら保健室での配付対応が実施されてきたところでございます。

前回からトイレの設置がどうなっているかということですが、こちらにつきましては、以前答弁させていただいたとおり、唐瀬原中学校及び国光原中学校にて、実証実験として生理用品の設置を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） それでは、中学校についてはもう既にトイレに設置がされていると理解していいのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校全てのトイレにということまでは、まだ実施ができておらないところです。場所的なもの、それからどのような容器にということを検討しながらやっていかないといけないので。

ただ、2か所程度は、それぞれ設置のほうが済んでいるところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子さん） 私も唐瀬原中学校の卒業式、入学式に中学校に伺いましたときに、女性職員の方にトイレを見せてくださいとお願いして見せていただきました。そのときはまだ設置されていなかったんですが、その先生方と話されたときに、これはいいことですねと物すごく喜ばれていましたので、設置をするという方向で話が出ていますので、よろしくお願ひしますと言いました。そしたら、これを置くことになれば子供たちが喜ぶますねという返答でしたので、本当にいいことは早めにしていただく方がいいと思いますので、ぜひ小学生もやっぱり対象者がいると思いますので、早めに取り組んでいただきたいと思います。お願いして、質問を終わります。

（ 午前9時58分 終了 ）